

提 訴 予 告 通 知 書

平成28年3月9日

〒100-8118

東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館内

被予告通知者 電 機 事 業 連 合 会

同代表者 八 木 誠 様

〒651-1111

神戸市北区鈴蘭台北町9-13-6

予告通知者

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル10階

神戸合同法律事務所（送達場所）

電 話 078-371-0171

FAX 078-371-0175

予告通知者訴訟代理人

弁護士 辰 巳 裕

規
外



当職らは、予告通知者■■■■■(以下、予告通知者といいます。)から委託を受けた代理人として、民事訴訟法第132条の2第1項の規定に基づき、被予告通知者電機事業連合会(以下、被予告通知者といいます)に対し、下記のとおり提訴を予告します。

記

第1. 請求の要旨

被予告通知者は、予告通知者に対して、金330万円及びこれに対する不法行為の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2. 紛争の要点

1. 当事者

(1) 予告通知者は、平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う(株)東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故(以下、本件原発事故という)によって放出された放射性物質に汚染された区域に居住し、家族と共に被害を被った者である。予告通知者は、放射性物質による低線量被ばくの危険にさらされる生活を余儀なくされたため、兵庫県内への避難を余儀なくされた。

予告通知者は、同様に損害を被った避難者・被害者とともに、本件原発事故によって生じた損害賠償を求めて(株)東京電力及び国を被告とする損害賠償請求訴訟を御庁に提起し審理が係属中である(神戸地裁平成25年(ワ)第1992号外、以下、別件訴訟という)。

予告通知者は、別件訴訟の予告通知者らで結成する原発賠償ひょうご訴訟の原告団の団長を努めている。予告通知者の思いは、原発事故の原因解明・責任の所在の明確化・完全賠償・再発防止にある。

(2) 被予告通知者の組織実態は必ずしも明らかではないが、被予告通知者のホームページによると、東京都千代田区大手町1-3-2経団連会館内に所在し、関西電力代表取締役である八木誠が代表者を務め「電機気事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済の発展と国民生活の向上に寄与する」ことを目的とする団体のようなものである。

「事業」としては「電気事業に関する知識の普及、啓発および広報」等が掲げられている。会員には、本件原発事故を引き起こした東京電力を含む、北海道電力・東北電力・東京電力・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力という蒼々たる電力会社が名前を並べている。役員一覧には、会長八木誠（関西電力社長）、副会長荻田知英（中国電力社長）、副会長瓜生道明（九州電力社長）、副会長・最終処分推進本部長廣江譲（関西電力執行役員）、専務理事・福島支援本部長小野田聡（中部電力参与）、理事・事務局長八代浩久（東北電力執行役員待遇）、理事・事務局長代理手島康博（東京電力理事）、理事・原子燃料サイクル事業推進本部長田沼進（関西電力）とある。

「沿革」には

1952年（昭和27年）11月20日 9電力会社で設立

2000年（平成12年）3月21日 沖縄電力が正式会員となる

とある。いわゆる権利能力なき社団である。

2. 被予告通知者による不法行為（文書送付嘱託の拒否）

(1) 予告通知者らが提起した別件訴訟は現在神戸地方裁判所に係属中であるが、予告通知者らは本件原発事故における（株）東京電力及び国の責任原因、とりわけ本件原発事故を発生させた津波の予見可能性を立証すべく、被予告通知者に対して平成27年3月4日付けで以下の文書の送付を求める送付嘱託の申立を行った（以下、本件送付嘱託という）。

【文書の表示】

2000（平成12年）年ころ電気事業連合会が作成し、同連合会の部会に報告された、津波に関するプラント概略影響評価についての資料一切（同部会への報告資料のほか、この津波想定と調査に関し言及した議事録をも含む。）。

【文書の所持者】

〒100-8118

東京都千代田区大手町1-3-2経団連会館

電気事業連合会

【証明すべき事実】

東京電力及び国が、2002（平成14）年から2006（平成18）年、さらにどんなに遅くとも2008（平成20）年には、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の、地震に伴う津波が発生することを予見し得たこと。

（2）文書送付嘱託の必要性

予告通知者らが別件訴訟において主張した本件送付嘱託の必要性は以下の通りである。

【本件の争点】

① 予告通知者らの主張～津波が予見可能であること

予告通知者らは、被告東京電力および被告国が、2002（平成14）年の段階において、遅くとも2006（平成18）年もしくは2008（平成20）年までには、地震及びこれに伴う津波により福島第一原発が全電源喪失に陥り、その結果炉心が溶融し放射性物質が施設外へ大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識し得たことを主張している。

予告通知者らは、訴状および準備書面において、上記予見を可能ならし

める、地震に伴う津波に関する知見の進展について明らかにした。

さらに別件訴訟準備書面では、2008（平成20）年における被告東京電力の二つの重要なシミュレーション（1896年明治三陸沖津波の波源モデルを福島沖日本海海溝沿いに想定したもの、および869年貞観津波についてのいわゆる「佐竹論文」に基づくもの）の存在について指摘した（別件訴訟準備書面9・48頁～51頁、甲B第25号証）。

② 被告東京電力らの主張

これに対し別件訴訟被告東京電力は、「本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う大津波が発生することは予見できなかった。」と主張し、予告通知者らの主張を争っている。

また、別件訴訟被告国も津波の予見可能性を争っている。

③ 本件の争点

以上より、別件訴訟被告東京電力及び被告国が、2002（平成14）年から2006（平成18）年、さらにどんなに遅くとも2008（平成20）年には、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震に伴う津波が発生することを予見し得たかどうか、本件における重要な争点であることは明らかである。

【本件の争点と送付を求める文書との関連性等】

予告通知者が被予告通知者に対して送付囑託を求めた文書の存在は、国会に設置された国会事故調査委員会における事故調査報告書【参考資料1. 2. 1】において特定されている。

これによると2000年の時点で、福島第一原発1～6号機につき、水位上昇側1. 2倍で「×」（プラントに影響あり）となる津波を電事連（別件訴訟被告東京電力を含む）が想定していたことが強く伺われるが、「『×』『○』」との結論が出されるためには、その前提として具体的な津波シミュ

レーションの結果と計算過程が存在するはずである。その内容を子細に検討することは、争点の解明にとって必要不可欠である。

以下は、同事故調査報告書【参考資料1. 2. 1】の記述である。

【参考資料1.2.1】

電事連の部会（平成12（2000）年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

| | 水位上昇側 | | | 水位下降側 | | |
|----------|-------|------|-------|-------|-------|------------|
| | 1.2倍 | 1.5倍 | 2.0倍 | 1.2倍 | 1.5倍 | 2.0倍 |
| 泊1、2号 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 東通1号 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 女川1～3号 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 志賀1、2号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1:○ 2:× |
| 福島第一1～6号 | × | × | × | 1、2:× | × | × |
| 福島第二1～4号 | ○ | ○ | ○ | ○ | 1、3:× | × |
| 柏崎刈羽1～7号 | ○ | ○ | 1～4:× | ○ | 1～3:× | × |
| 浜岡1～5号 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 美浜1～3号 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 高浜1～4号 | ○ | ○ | ○ | ○ | 1、2:× | 1、2:× |
| 大飯1～4号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1、2:× |
| 島根1、2号 | × | × | × | × | × | × |
| 伊方1～3号 | ○ | × | × | 1、2:○ | × | × |
| 川内1、2号※1 | ○(○) | ○(○) | ○(×) | ○(×) | ○(×) | ○(×) |
| 玄海1～4号※2 | ○ | ○ | 1:× | ○ | 1:× | × |
| 東海第二 | ○ | × | × | × | × | × |
| 敦賀1、2号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1:○ 2:× |
| 大間 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| もんじゅ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |

表1.2.1-1

○：影響なし ×：影響あり ※1：津波水位評価に用いる活断層は、設置許可申請書ベースと文献断層のものとした（かっこ内は文献断層） ※2：簡易評価結果

議事録²⁾には以下のように記されている。

土木学会津波評価部会における7月からの津波水位に関する議論に先立ち、解析誤差を考慮したプラント影響評価を実施した結果について報告がなされた。

²⁾ 電事連資料

- ・誤差に応じて、対策が必要となる発電所が増える。
- ・水位上昇に対しては、誤差を大きくするに従い大がかりな改造が必要となる。水位低下に対しては運用による対応が可能と考えられる。
- ・今後詳細な影響評価を行うとともに、部会報告書がまとまる平成13年3月～耐震指針が改訂される平成16年6月までの間に必要に応じて対策工事を実施する予定。

この報告の添付資料に、以下の内容が記されている。

津波評価に関する電力共通研究成果をオーソライズする場として、土木学会原子力土木委員会内に津波評価部会を設置し、審議を行っている。

現在までに部会は2回開催されている。実施項目及び今後の部会での審議予定項目は下記のとおりであり、今後の津波評価アウトラインの基本となる、地体構造津波評価における波源の考え方、数値解析上の誤差を考慮した適切な余裕（安全率）の考え方については5月以降に審議される予定となっている。

なお、MITI²⁵要請に基づき、各回の資料及び審議状況を随時MITI耐震班に説明している。（審議予定の表・略）

また、土木学会津波評価部会開催と並行して、津波評価部会委員のうち、MITI顧問でもある大学教授には、昨年（平成11年）12月、電力案に基づく「今後の津波評価のアウトライン」を説明している。想定津波波源（地体構造津波の波源）の考え方、数値計算上の誤差を考慮した安全率の考え方を中心に説明しているが、否定はされなかったという状況（強い支持が得られているというわけでもなく、両先生とも部会の中で他の委員の意見を聞いたうえで総合的に判断したいという意向）である。

この報告の8カ月後に開かれた土木学会津波評価部会（平成12（2000）年11月3日）で、幹事団より、土木学会手法の想定水位に安全率は見込まず、補正係数を1.0としたいという提案があり、それが認められている²⁶。この背景に、誤差を考慮して補正係数（安全率）を大きくすると多くの既設プラントに大規模な改造が必要となって対策費用がかさむという前述の調査結果があったのではないかと推測される。当時津波評価部会の委員だった某教授は、「安全率は危機管理上重要で1以上が必要との意識はあった」と政府の事故調査委員会のヒアリングに対して述べている²⁷。

²⁵ 通商産業省

²⁶ 政府事故調「中間報告書」（平成23（2011）年）380ページ

²⁷ 政府事故調「中間報告書」（平成23（2011）年）384ページ

これによると、福島第一原発が津波に対して極めて脆弱であることが報告されていることがわかる。さらに、この調査報告が通産省（当時）の指示のもとで行われており、国の認識・認識可能性をも基礎付ける資料となりうる極めて重要な書面である。

【文書が存在することを示す根拠等】

- ・国会事故調査報告書 83頁
- ・国会事故調査報告書【参考資料 1. 2. 1】 41頁

(3) 神戸地方裁判所における文書送付嘱託申立の採用と発令

別件訴訟において神戸地方裁判所第2民事部は提訴予告通知者らの本件文書送付嘱託申立を採用し、平成27年9月1日付で被予告通知者に対し送付嘱託をした。

(4) 被予告通知者による文書送付嘱託の拒絶

民事訴訟法の解釈において文書送付嘱託については公法上の回答義務を負うとするのが確立した解釈である。そして被予告通知者は、我が国を代表する電力会社で構成される団体であり、悲惨な原発事故の原因を進んで解明し国民に説明を果たす責務を負う団体のはずである。

被予告通知者のホームページには次のとおりの記述がある。

電気事業者は、原子力に対する理解促進のため、核拡散防止、核物質防護、プライバシー・企業機密の保護の観点から公開できないもの以外は、できる限り公開していくとの基本的な考え方のもとに、一層の情報公開の促進に取り組んでいます。

運転状況の公開

電気事業者は原子力発電所の運転状況（電気出力、排気筒モニタ指示値、放水口モニタ指示値等）を各社ホームページなどでリアルタイムに公開し、発電所が今どのような状況にあるのかお知らせしています。

トラブル情報の公開

電気事業者は原子力発電所でトラブルが発生した場合、出来るだけ速やかに国及び自治体への通報連絡を行うと共に、報道機関を通じてその内容を迅速に公表するほか各社ホームページなどに情報を掲載しています。なおホームページに掲載する情報については国に報告する必要はない軽微な情報についても掲載し、積極的な情報公開に努めています。

さらに、電気事業者間でのトラブル情報等の共有・活用を図るため、日本原子力技術協会の原子力施設公開ライブラリー「ニューシア」が運用されていましたが、2006年10月以降明らかになった発電設備などのデータ改ざん問題を踏まえ、ニューシアの登録情報対象範囲の拡大、登録基準の明確化がなされました。

その結果、これまで登録対象外であった作業ミス、操作ミスによって重大な影響を及ぼす可能性のある事象の登録基準が追加されたほか、登録事例を充実することで登録基準を明確にし、業界全体でのより一層の情報の共有・活用を図っています。

原子力情報コーナーの整備

電気事業者では本社所在地や原子力発電所・PRセンターなどに原子炉設置

許可申請書や原子力事業者防災業務計画、保安規定、トラブルに関する報告書など原子力発電に関する様々な情報を一般の方々が閲覧できるよう原子力情報コーナーを設置しています。

環境モニタリング結果の公開

電気事業者は、原子力発電所から放出された放射性物質による周辺環境の影響を監視するため、モニタリングポストなどを設置し空気中の放射線の量を24時間監視し、ホームページなどでリアルタイムに情報を公開しています。

さらに、敷地周辺の雨水・海水・農産物・魚介類などを定期的に採取して、その中に含まれる放射性物質を測定し、影響がないかどうかを確認しています。これらの測定については立地自治体も同様に行っており、各自治体のホームページなどで合わせて公開しています。

原子力施設情報公開ライブラリ 「ニューシア」

「ニューシア」では、原子力発電所や原子燃料サイクル施設の運転に関する情報を公開しています。

ところが、被予告通知者は2015年10月30日付け「送付嘱託書に関するご回答」と題する書面において以下のとおりの回答をし、神戸地方裁判所の送付嘱託を拒絶した。

記

…平成27年9月1日付送付嘱託書により、送付を嘱託された文書は、専ら内部の者の利用に供する目的で作成し、外部の者に公開することを予定していないものであるため、貴庁からの送付嘱託には応じかねます。

(5) 本件文書送付嘱託の違法

何故、別件訴訟の当事者ではない中立・公益的立場にあらう第三者である被予告通知者が裁判所の送付嘱託を拒絶するのか全く理解しがたい。あたかも電力会社は司法権よりも上位にあるかのごとき対応である。

被予告通知者は我が国を代表する電力会社により構成される公的性格の強い団体である。被予告通知者は原発を推進してきた立場から、福島原発事故の原因究明に尽くす責務を負っているはずである。そして送付を求められた文書は国会事故調査委員会に提出されたものであり、「専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に公開することを予定していないもの」ではないことは明白である。原発事故が国民に及ぼす影響に鑑みれば、電力会社を構成員とする団体内部に留まる文書であるはずがない。

したがって被予告通知者による本件文書送付嘱託の拒絶は公法上の義務に違反するのみならず、本件原発事故の被害者であり、(株)東京電力や国の責任を追及して訴訟遂行をしている予告通知者らの訴訟遂行を阻害する私法上も違法な行為となる。

(6) 損害

人類史上最悪ともいうべき福島原発事故による被害者である原告らは、本件原発事故による被害救済を求めて(株)東京電力や国に対して損害賠償を求めているが、(株)東京電力も国も津波は想定外であったなどと主張して

その責任を否定する主張を展開している。そのため電力会社の取りまとめ役的存在である被予告通知者が通産省（当時）の指示のもとで調査をし作成した文書の開示が予見可能性を立証するための重要な立証方法となるのであるが、被予告通知者は違法にこれを拒絶している。そのため、予告通知者は別件訴訟による立証活動が妨害されているし、これにより原発の推進・反対を問わず、全国民が求めているはずの事故原因の究明が阻害され精神的苦痛を受けている。これにより被った精神的苦痛は金300万円を下らない（弁護士費用相当額1割）。

3. まとめ

よって、予告通知者は被予告通知者に対し不法行為に基づく損害賠償として金330万円及び本訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

第3. 提訴時期

平成28年5月ころ

以 上